

ほ場整備一問一答



ほ場整備事業シリーズ⑥

これからお市町村にと
って、どうしても必要なほ場整
備、シリーズ一島戸中

事業実施の意を決定（同意）はいつまでですか。法律では、三分の一となっていますが、十五人以上の申請人が施行地域を決め、定款の基本事項と計画概要を公告した後、同意を徴収する事になっています。

どれだけの同意が得られれば事業が出来ますか。

法律では、三分の一となっていますが、実際には百%ないと事業実施は出来ません。事業認可を申請するには少なくとも九十五%以上必要です。

事業実施の意を決定（同意）はいつまでですか。法律では、三分の一となっていますが、実際には百%ないと事業実施は出来ません。事業認可を申請するには少なくとも九十五%以上必要です。

事業実施中や完成後 土地の売買は出来ますか。ただし、参加資格（組合員資格）、地元負担金など、従前の権利・支払義務なども継承されます。

事業実施期間は米が作れなくなりますか。

その年の工事区域は作れません。

ほ場整備事業の条件はありますか。

ほ場整備事業の着工と完成はいつになりますか。

（個人負担金は台帳面積割にするのが通常で、定款に定めておかなければなりません）

（個人負担金は融資を受けられますか、個人負担金というよりも土地改良区が負担すべき地元負担金（補助残額）は、農林漁業金融公庫の融資が受けられます。）

県営ほ場整備事業一覧表

事業種目	補助率			資格面積	区画	転作率	備考
	国	県	町				
一般ほ場整備事業	一般型	45%	35%	20%	60ha 30a(75x40) が2/1以上	33%	・資格面積は出来上がり（完成後）面積である。 ・転作率は33%以上、もしくは町村か 転作割合のどちらか大きいほう。
農地流動化特別促進 ほ場整備実験事業		45	35	20	20	*	・利用確定期率12%以上。 ・土地利用調査事業を一件として行うこと。
土地利用秩序形成	秩序形成型	45	35	20	20	*	・非農用地の割合（農地転用）2ha以上で、主 として公用公共施設用地に使用されること。 ・土地利用秩序形成計画の作成が必要。
	ほ場整備事業	高付加価値型	45	35	20	20	・高付加価値農業（畜産園芸など）を営む農家 が5戸以上で集団化すること。 ・高付加価値農業振興計画の作成が必要。
新技術導入促進 ほ場整備事業	新技術導入型	45	35	20	20	*	・新技術を導入した地下かんがい、排水路の パイプライン化などの工種をほ場整備工事 とあわせて実施する。 ・新技術の施工分については補助率50%。
高生産性ほ 場整備 大区画	低コスト化水田農業 大区画ほ場整備事業	大区画型	50	35	15	10	1ha区画 (100x100) が1/1以上
高度利用集積大区画 ほ場整備事業	高度利用 集積型	45	35	20	40	50ha区画 (100x50) が2/1以上	・利用確定期率が20%以上 ・利用確積率が60%以上

団体営ほ場整備事業一覧表

事業種目	補助率			資格面積	区画	転作率	備考
	国	県	町				
諸土地改良事業	団体皆土地改良 統合整備事業	区画整理型	45	10	35	(10) 20 ha 1/3以上	33% 吐 ・区画整理 ・資格面積欄の()内 山掘、過疊、野菜、 果樹、急傾
	水田農業確立 対策特別型		1/3	1/6	1/2	2ha	*

地区または年度によって個人負担金は違いますか。
地区毎に負担金を設定するのに土地改良区が決めるのですが、年度によつては工事施工面積、事業費が変わります。十のや、当然個人負担金も変わります。

工事費以外に事務的な負担はありますか。
例えば工事費百二十万円（七十）あたりで地元負担十万円（十一）と十二万円（十二）であります。ただし、これを補助対象になる費用であり、これに加えて土地改良区の運営費が別途になります。

個人負担金は十（当たり）いくら位になりますか。
事業と補助率によって異なりますが、事業計画を公表して同意を得て知事の認可後着工の運びとなり、完成は面積によつて異なります。県下では、着工後三年と十年以上になります。

ほ場整備事業を実施するに受けける制約はありますか。
農用地を造成するので、全体工事が完了後少なづても八年間は目的外（農用地の除外、転用など）用途は出来ません。

地区または年度によつて個人負担金は違いますか。
地区毎に負担金を設定するのに土地改良区が決めるのですが、年度によつては工事施工面積、事業費が変わります。十のや、当然個人負担金も変わります。

保健



がんばってます！リハビリ教室

～一緒にやってみませんか～

「脳卒中などで体が不自由になり、自宅に閉じこもっている方はいませんか？」

保健課では毎月2回、第2・4木曜日、社会福祉センターでリハビリ教室を開催しています。

教室では機能訓練だけでなく、「陽気で楽しく」をモットーとして、一緒に歌を歌ったり、体操をしたり、陶芸などの手芸を取り組んだり、年に2回は外に出かけたりして、仲間づくりや生涯的な学習を行っています。

現在は毎回12～13人の方が頑張っています。仲間に入って一緒にやってみませんか。

「まあ、一回きてみいや。楽しいぞね」

お問い合わせは保健課保健係（市役所内線141）
保健婦室（市役所内線345）まで。

新しく農業委員に選ばれたのは次の皆さんです。

(平成4.11.11～7.11.16)

氏名	地区	区分
浜田 魁	三和	選
土居 篤男	十市	選
岡田 模	日章	選
樋田 芳雄	大篠	選
西本 幸輝	浜岩	選
浜田 碩哉	久礼田	選
浜田 健一郎	岡豊町	選
山本 幸身	大篠	選
久万 雅壽	長岡	選
常徳 一郎	日章	選
久万 男幸	国府	選
武市 忠雄	大篠	選
今井 定	上倉	選
岡崎 信雄	岡豊町	選
土居 寛	十市	選
須藤 政男	長岡	選
門田 基	久礼田	選
西本 輝猪	岩	選
吉井 美勝	日章	選
田所 昭一	長岡	選
中沢 恵一	船生	選
中沢 介寛	船生	選
竹内 秋男	上倉	選
浜田 幸男	三和	選
樋田 義幸	岡豊町	選
浜田 庄平	日章	選
浜口 信重	三和	選
平山 長	長岡	選
古川 孝雄	久礼田	選
西岡 高則	野田	選
北村 福徳	久礼田	農
池知 幸雄	長岡	農
関田 昭男	三和	農
森尾 稔	十市	農
庄川 弘	大篠	共
大原 正美	前浜	議
刈谷 哲夫	前浜	議
川添 義明	長岡	議
北村 明	日章	議
紀伊 駿	大篠	議

※選＝公選委員、議＝議会選出委員
農＝農協選出委員、共＝共済選出委員

申請は
1月10日までに
～もれなく提出を～

農業委員会委員の選挙人名簿は、毎年1月1日現在で調製されます。

申請用紙を郵送しますので、農業委員会まで必ず提出してください。

新しく農業を始めた方で、申請用紙が郵送されなかった農家の方は、農業委員会・選挙管理委員会に用紙がありますので連絡してください。

提出のないときは、選挙権・被選挙権が得られることになります。

農
申請によつて
名簿に登載

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書

農業委員会は
農家の利益代表

農業委員会は、農地の売買や転用などの許可、農業・農政への提言など、農業・農政の一般的な利益を代表する行政機関です。農業者にとって農地を守り、農政全般についてのよき相談相手でもあります。農業委員は、農業者にとって大切な使命です。身近な味方であり、立派な農業委員を選ぶことができます。

資格のある人とは
①満二十歳以上である人（平成五年三月三十一日現在）
②二十歳以上の農地について耕作の業務を営む人
③耕作の業務を営む人と同居している親族、配偶者等
④三十歳未満たはその人の配偶者で、年間おおむね六十日以上耕作に従事する人
※選書が手元に届かない場合は、市農業委員会事務局

南国市内5農協

平成6年4月合併へ

貿易・金融の自由化に伴う競争激化、高齢化、後継者不足など、農業・農村をめぐる環境は厳しいものです。この状況を乗り切るために管内農家が大团结しようと、南国市管内5農協(南国市、長岡、高知三和、十市、岩村)は昭和63年3月、南国地区農協合併研究協議会を結成し、農業や各農協事業の実態調査を行う一方、合併を進めるための研究討議を重ねてきました。

地域農業の振興、生活文化活動化や合併後の農協事業のサービス強化などをめざし、足腰の強い魅力のある農協を作るためには、

○地域の農業を組織的、計画的に振興していくための農協の機能を強める。

○農家の営農活動、生活・文化活動の期待にこたえるための事業機能を強める。

○農協の規模をそろえることにより、農家の経済に貢献しうる系統農協全体の事業の効率化を図る。

など、合併による規模拡大を通じて体制、基盤整備をすることが必要です。

日ごろ関係者、組合員の方などから、■合併したら組合員との結びつきが弱くならないか、■施設の利用が不便になりはしないか、■業務権限の本所集中で、組合員が不便にならないか、■採算性ばかり重視しサービス低下、あるいは、営農指導体制が不十分になりはしないか、■小規模農家は見捨てられるのではないかなどいろいろ耳にしますが、これらの点にも考慮しつつ、合理化や、大口取り引きの有利性をいかしながら、仕入れ供給機能の整備、共同販売の強化、集出荷經費、事務などの合理化による渉外体制を強めるよう、また、組合員のニーズにこたえる体制、営農指導をはじめ、生活活動・税務・財産運用など、相談活動の強化をはかりたいと考えています。

これから各農協ごとに集落座談会などを通じて、組合員の方の意見も頂きながら平成6年4月1日新農協発足に向けて、鋭意進めて行きますので、よろしくご支援ご協力いただきますようお願いします。

なお、名称は南国市農業協同組合とし、本所は現南国市農協会館となります。